沼津市ＳＤＧｓ推進パートナー登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、沼津市ＳＤＧｓ推進パートナー登録制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（制度の趣旨）

第２条　市内企業や団体等が行う活動とＳＤＧｓの関連性について「気付き」を促し、ＳＤＧｓ達成に向けた具体的な取組を「見える化」して促進することにより、市域におけるＳＤＧｓの普及を促進することを目的とする。併せて、本市の特性を生かした持続可能な社会と、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生の実現を目指す。

（申請の対象者）

第３条　本制度の申請対象者は、市内において事業活動を行う企業、団体又は個人事業主で、構成員が沼津市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないものをいう。

（登録の申請）

第４条　登録の申請をしようとする者（第９条において「登録申請者」という。）は、以下の書類を提出するものとする。

(1) 沼津市ＳＤＧｓ推進パートナー登録申請書（第１号様式）

(2) ＳＤＧｓ達成に向けたチェックシート（第２号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請に当たっては、第２号様式において、次の各号のすべてに該当しなければならない。

(1) 経済・社会・環境の３つの側面において、現在実施している具体的な取組又は今後実施予定の取組がそれぞれ設定されていること。

(2) ＳＤＧｓ達成に向け、現在実施している具体的な取組又は今後実施予定の取組が10項目以上記載されていること。

（登録）

第５条　市長は、前条第１項の申請が同条第２項に該当すると認めるときは、当該申請をした市内企業や団体等を沼津市ＳＤＧｓ推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）として登録するとともに、沼津市ＳＤＧｓ推進パートナー登録証（以下「登録証」という。）を交付し、別に定めるオリジナルロゴマークの使用を認めるものとする。

２　市長は、前項の規定による登録をしたときは、推進パートナーに対して、当該企業や団体ホームページでの取組内容の公表を促すとともに、市ホームページ等において、企業や団体等の情報や取組内容を公表するものとする。

（ＳＤＧｓ達成に向けた取組の報告）

第６条　推進パートナーは、少なくとも登録の日から１年が経過する毎に、第２号様式の取組内容を確認し、変更がある場合は同様式を更新の上、市長に報告するものとする。

（登録の変更）

第７条　推進パートナーは、その所在地、名称又は代表者に変更が生じたときは、第１号様式を更新し、市長に報告するものとする。

（登録の取下げ）

第８条　推進パートナーは、登録の取下げをしようとするときは、沼津市ＳＤＧｓ推進パートナー登録取下げ届出書（第３号様式）にて届け出るものとする。

（登録の取消し）

第９条　市長は、推進パートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消し、第５条第１項に規定する登録証及びオリジナルロゴマークの使用を中止させるものとする。

(1) 第３条又は第４条第２項に反していると判断される場合

(2) 登録証又はオリジナルロゴマークが不正に使用された場合

(3) 登録時又は更新時において、申請内容について故意に改ざんした事実や不正を働いた事実が判明した場合

(4) その他市長が登録の取消しが適当と認めた場合

２　市長は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた登録申請者へ通知するものとする。

３　登録取消し後、再度登録を希望する場合には、取消しの原因となった事実が解消されていることを市に申し出、第４条に規定する登録の申請を行うものとする。

（登録の期限及び更新）

第 10 条　登録証の有効期限及びオリジナルロゴマークの使用期限は、登録の日から３年とする。ただし、令和８年７月１日以降の登録申請については、登録の日から令和 12 年 12 月 31 日とする。

２　登録の更新を受けようとする推進パートナーは、第４条第１項に規定する書類を更

新し、市長に提出するものとする。

（事務の所掌）

第 11 条　この要綱に関する事務は、政策推進部政策企画課において所掌する。

（補則）

第 12 条　この要綱に規定するもののほか、沼津市ＳＤＧｓ推進パートナー登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、令和５年７月 11 日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年 10 月７日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。